

白井国際交流協会会則（新会則）

第1条 この会の名称は、白井国際交流協会（以下協会）と称し、英語を
INTERNATIONAL FRIENDSHIP ASSOCIATION OF SHIROI（略称を「IFAS」）とする。

（目的）

第2条 協会は、白井市市民と在住・在勤外国人等との地域に根ざした異文化交流活動を通じて、市民の手による多文化共生社会の実現を支援することを目的とする。

（活動）

第3条 協会は、前条の目的を果たすため、以下の活動を行う。

- （1） 白井市在住・在勤および市を訪問した外国人との交流（懇親会、ホームステイなど）を行う。
- （2） 外国人または日本人による講演会を開催する。
- （3） 学習会・語学教室を開催する。
- （4） 国際交流に関する情報収集及び市民への広報活動を行う。
- （5） 国際交流の活動をする他の団体、個人と交流を図る。
- （6） このほか、協会の目的にかない、理事会の承認を得た活動を行う。

（会員）

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する個人会員及び協賛会員をもって構成する。

2 会員となる者は、入会申込書を会長に提出し、会費を納めなければならない。

（理事）

第5条 協会に理事を置く。

- 2 理事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事は30人以内とし、総会で会員の中から選出する。
- 4 理事の職務は協会の活動、事務を行う。

（監事）

第6条 協会に監事を置く。

- 2 監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 監事は2名とし、総会において理事の中から選出する。
- 4 監事の職務は、協会の会計を監査する。

（役員）

第7条 協会は、第3条の活動を進めるため、次の役員を置く。

- （1） 会長 1人
- （2） 副会長 2人
- （3） 会計 2人
- （4） 事務局長 1人
- （5） 副事務局長 1人
- 2 会長は、協会の代表として会をまとめる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときその職務を代理する。
また、専門部の部長も兼任できる。
- 4 会計は、会費の徴収、管理、支出、報告を行う。
- 5 事務局長は、事務局にて協会の事務を処理する。
- 6 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けるときその職務を代理する。
- 7 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（役員を選出）

第8条 役員は理事の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

(名誉会長・顧問)

第9条 会長は、理事会の承認を得て、協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会、役員会、理事会及び必要に応じて会長が承認する会議とする。

(総会)

第11条 会長は、年1回総会を招集する。ただし、会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。なお、理事の3分の2以上の賛同があるときは、臨時集会を招集しなければならない。

2 総会の議長は、総会に出席している会員の中から会長が指名する。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決める。賛否同数の時は議長が決定する。

4 総会で議決又は承認する事項は、次の通りとする。

- (1) 予算、決算に関すること
- (2) 活動計画及び活動報告に関すること
- (3) 会則及び規約の制定並びに改廃に関すること
- (4) 役員の選任に関すること
- (5) その他会長が必要と認める事項

(役員会)

第12条 役員会は、協会を運営する上で必要な事項を検討し、理事会へ提案する。

2 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

3 役員会は、必要に応じて、部会の部長及び関係者を招集する。

(理事会)

第13条 理事会は、協会の執行機関として協会の活動を執行する。

2 理事会は、役員及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

3 理事会の議長は、事務局長が行う。

4 理事会は、過半数の理事の出席を必要とし、議事は出席理事の過半数で決める。賛否同数の時は議長が決定する。

5 理事会で審議する事項は、次の通りとする。

- (1) 総会に付議する事項に関すること
- (2) 活動の実施に関すること
- (3) その他会長が必要と認めること

(部会)

第14条 理事会は、協会の活動を推進するため、次の専門部会を設置する。理事(役員を含む)はいずれかの専門部に所属するものとし、複数の部に所属できる。また、理事以外の会員についても、希望があれば理事と同様に専門部に所属することができる。

- (1) 総務部
- (2) 広報部(含HP委員会)
- (3) イベント部
- (4) 外国語教室部
- (5) 日本語教室部

2 前項各号の専門部会は、別表に掲げる分掌事項の実施にあたる。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 専門部会の部会長及び副会長の選出は、総会において会員の中から選出する。

5 部会長及び副部会長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

6 会員は自分の属する部以外の活動にも関わる。

(経費)

第15条 協会の経費は、次の収入をあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会費)

第16条 協会の会費は、次の通りとする。

- (1) 個人会員 年額 2,000 円 (学生は 1,000 円)
- (2) 協賛会員 年額 10,000 円

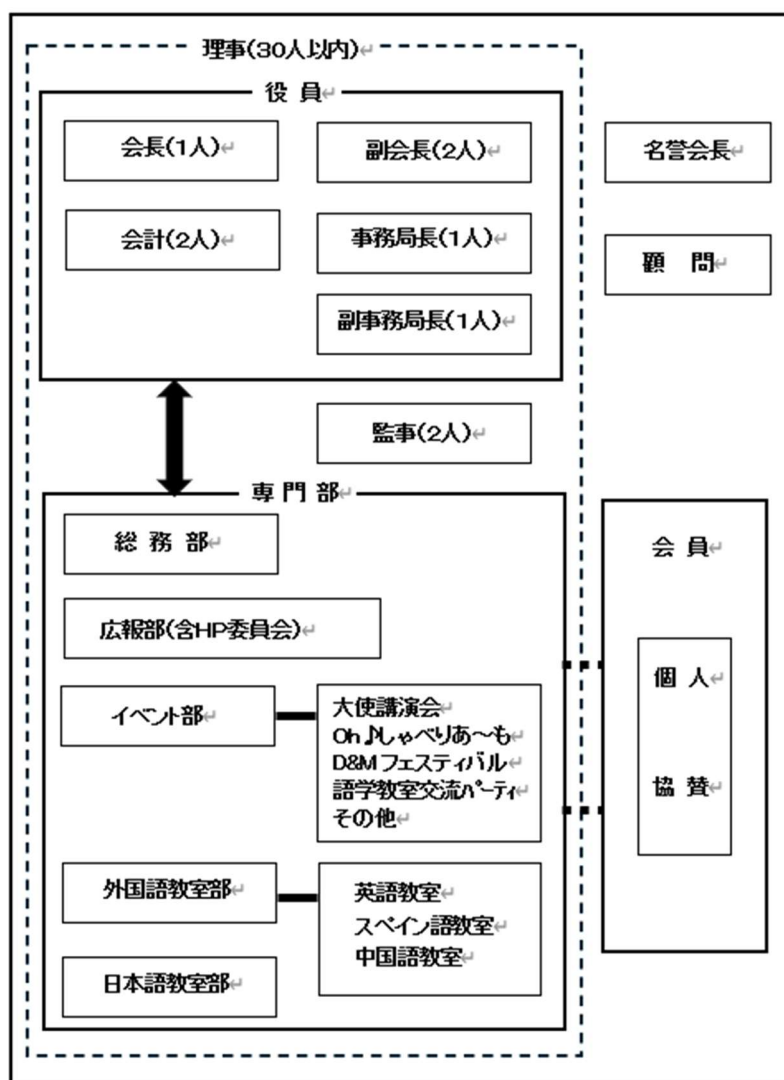
(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

白井国際交流協会組織図



別表

専門部 分掌事項

総務部	(1) 協会内の連絡調整及び外部との連絡調整に関すること。 (2) 各部会間の調整及び会員相互の親睦に関すること。 (3) 総会資料作成に関すること。 (4) 会員募集及び会員名簿の管理に関すること。
広報部	(1) ホームページに関すること。 (2) 広報誌 <u>Wa!Wa!Wa!</u> に関すること。 (3) その他広報活動に関すること。
イベント部	(1) 事業計画にあるイベントの企画、運営に関すること。 (2) その他のイベントの実施に関すること。
外国語教室部	(1) 各語学教室に関すること。 (2) 各語学講師との調整に関すること。
日本語教室部	(1) 日本語教室に関すること。

改定 2025年6月14日 第2条 目的

第3条 活動 (3)

第4条 会員

第5条 理事

第6条 監事

第7条 役員

第8条 役員を選出

第9条 名誉会長・顧問

第10条 会議

第11条 総会 2 議長

第12条 役員会

第13条 理事会 2 構成 3 議長

第14条 部会

第15条

附則 この会則は、2025年6月14日から施行する。